

※この法令は廃止されています。

**平成十七年文部科学省令第四十九号**

試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十号）第六十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則を次のように定める。

#### （適用範囲）

**第一条** この規則は、特定試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）及び船舶に設置する軽減速加圧型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であつて研究開発段階にある試験研究用等原子炉をいう。）を設置した者（当該原子炉に係る旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。以下「試験研究炉等設置者等」という。）又は使用者（旧使用者等を含む。以下同じ。）について適用する。（定義）

**第一条の二** この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

**第二条** この規則において「放射能濃度確認対象物」とは、試験研究炉等設置者等又は使用者が工場等において用いた資材その他の物であつて、法第六十一条の二第一項の確認を受けようとするものをいう。

**第三条** この規則において「評価単位」とは、放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行う範囲をいう。

**第四条** この規則において「評価対象放射性物質」とは、評価単位に含まれる放射性物質であつて、法第六十一条の二第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価を行つるものを見う。

**第五条** この規則において「品質マネジメントシステム」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第二条第二項第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。

#### （放射能濃度の基準）

**第二条** 法第六十一条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める基準は、評価単位ごとの評価対象放射性物質の平均放射能濃度が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、いずれも当該各号に定める放射能濃度であることとする。

一 評価対象放射性物質の種類が一種類の場合  
合 別表の第一欄に掲げる放射能濃度確認対象物及び同表の第二欄に掲げる評価対象放射性物質の種類に応じて、同表の第三欄に掲げる放射能濃度

二 評価対象放射性物質の種類が二種類以上の場合 別表の第一欄に掲げる放射能濃度確認対象物に応じて、同表の第二欄に掲げる評価それぞれ同表の第三欄に掲げる放射能濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの放射能濃度

（放射能濃度の確認の申請）

**第三条** 法第六十一条の二第一項の確認を受けようとする者は、放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の結果に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 放射能濃度確認対象物に係る工場等の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）

二 放射能濃度確認対象物を用いていた場所及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）

三 放射能濃度確認対象物の種類及び総重量

四 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法

五 評価対象放射性物質の種類

六 放射能濃度を決定する方法

七 放射線測定装置の種類及び測定条件

八 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法

九 放射能濃度の測定及び評価に係る施設の名称

十 放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステム

十一 前項の申請書には、次に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。

一 放射能濃度の測定及び評価に係る施設に関する事項。

二 放射能濃度確認対象物の発生状況、材質、汚染の状況及び推定量に関する事項。

三 評価単位に関する事項。

四 放射能濃度確認対象物の選択に関する事項。

五 放射能濃度を決定する方法に関する事項。

六 放射線測定装置の選択及び測定条件の設定に関する事項。

七 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法に関する事項。

八 放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムに関する事項。

九 前各号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項

（記録の保管）

**第七条** 法第六十一条の二第二項の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を受けた者は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表の下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならぬ。

記録事項	一 放射能濃度確認対象物の種類、発生日時及び場所	二 評価単位ごとの重量	三 評価対象放射性物質の測定の測定の測定の度合
記録する保存期間	都度	都度	合べき場
後十年間	後十年間	搬出された	搬出された

#### （測定及び評価の方法の認可の申請）

**第五条** 放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を受けようとする者は、法第六十一条の二第二項の規定により、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 放射能濃度の測定及び評価に係る工場等の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）

三 放射能濃度を決定する場合には、放射線測定装置を用いて、放射能濃度確認対象物の汚染の状況を考慮し適切に行うこと。ただし、放射線測定装置を用いて測定することが困難である場合には、適切に設定された放射性物質の組成比、計算その他の方法を用いて放射能濃度を決定することができる。

四 放射線測定装置の選択及び測定条件の設定は、次によるものである。

五 放射能濃度確認対象物は、第二条に規定する基準を超えないかどうかを適切に判断できるものであること。

六 放射線測定装置は、放射能濃度確認対象物の形状、材質、評価単位及び汚染の状況等に応じ適切なものであること。

七 放射能濃度測定装置は、放射能濃度確認対象物によって汚染されず、かつ、放射性物質によって汚染されないよう適切な措置が講じられていること。

八 放射能濃度の測定条件は、第一條に規定する基準を超えないかどうかを適切に判断できるものであること。

九 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法は、次によるものである。

一 評価単位は、その単位内の放射能濃度の分布の均一性及び想定される放射能濃度を考慮し適切な重量であること。

二 評価対象放射性物質は、評価単位に含まれる放射性物質のうち放射線量を評価する上で重要なものであること。

三 放射能濃度を決定する場合には、放射線測定装置を用いて測定することが困難である場合には、適切に設定された放射性物質の組成比、計算その他の方法を用いて放射能濃度を決定することができる。



第一号及び第三号ハ中「次の検査」とあるのは  
「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同  
表第七号中「次の改定の後三年間」とあるのは  
「原子力施設の保安のための業務に係る品質管  
理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年  
原子力規制委員会規則第二号）第四条第三項に  
規定する品質マネジメント文書及び品質マネジ  
メントシステムに従つた計画、実施、評価及び  
改善状況の記録の作成後三年が経過するまでの  
期間」と読み替えるものとする。

**第八条** この規則の施行の際現に加工施設若しく  
は使用済燃料貯蔵施設の設置の工事に着手して  
いる者又は旧法第二十二条第一項、第三十七条  
第一項、第四十三条の三の二十四第一項（研究  
開発段階発電用原子炉に係るものに限る。）、第五  
十条第一項、第五十一条の十八第一項若しく  
は第五十七条第一項の規定により保安規定の認  
可を受けている者は、令和二年九月三十日まで  
に新法第二十二条第一項、第三十七条第一項、  
第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の  
二十第一項、第五十条第一項、第五十一条の十  
八第一項又は第五十七条第一項に規定する保安  
規定の認可又は変更の認可を申請しなければな  
らない。

前項の規定による保安規定の認可又は変更の  
認可を申請した者が講ずる保安のために必要な  
措置については、当該申請に係る認可又は認可  
の拒否の処分のあつた日までの間に、新加工規  
則第七条の二の二から第七条の八まで、新試驗  
炉規則第六条の三から第十四条の二まで、新研  
開炉規則第六十四条から八十五条まで、新貯  
藏規則第二十八条から第三十五条の二まで、新  
再処理規則第八条の三から第十六条まで、新二  
種埋設規則第十三条の三から第十九条の二まで  
で、新廃棄物管理規則第二十六条の三から第三  
十三条の二まで又は新核燃料物質使用規則第二  
条の十一の三から第二条の十一までの規定にか  
かわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に旧法第五十二条第一項の許可を受けている者（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る）が講ずる核燃料物質の使用等並びに工場又は事業所の外における核燃料物質等の廃棄及び運搬に係る保安のために必要な措置については、令和二年九月三十日までの間は、新核燃料物質使用規則第二条の十一の三から第二条の十一の十二まで並びに新外廃棄規則第二条第一項第二号及び第四号並びに第三条第一項第九号並びに新外運搬規則第十七条の二及び第十九条第一項第八号の規定にかかわらず、なお従前の例によること。

5 新法第五十九条第一項の規定により原子力事業者等から運搬を委託された者が講ずる工場又は事業所の外における核燃料物質等の運搬に係る保安のために必要な措置については、令和二年九月三十日までの間は、新外運搬規則第十七条の二及び第十九条第一項第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 前三项の規定によりなお従前の例によることとされる場合における新外廃棄規則第五条及び新外運搬規則第二十条の規定の適用についてとは、新外廃棄規則第五条中「第二条第一項第三号から第八号まで及び第二項」とあるのは「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十二号）による改正前の第二条第一項第三号から第七号まで及び第二项」と、新外運搬規則第二十条中「第十七条の二」とあるのは「第十七条」とする。

第一号又は旧廃棄物管理規則第三十三条の二第二項第一号の規定により行われた評価はそれぞれ新加工規則第七条の四の二第一項、新再処理規則第十一条の二第一項又は新廃棄物管理規則第二十九条の二第二項の規定により行われた評価と、旧加工規則第七条の八の二第一項第二号、旧再処理規則第十六条の二第一項第二号又は旧廃棄物管理規則第三十三条の二第二項第二号の規定により策定された計画はそれぞれ新加工規則第七条の四の二第一項、新再処理規則第十二条の二第一項又は新廃棄物管理規則第二十九条の二第一項の規定により策定された方針と、旧加工規則第七条の八の二第二項の規定により行われた再評価及び当該再評価に基づき策定された計画はそれぞれ新加工規則第七条の四の二第二項の規定により策定された方針と、旧試験炉規則第九条の二第二項の規定により行われた再評価及び当該再評価に基づき策定された方針と、旧加工規則第七条の八の二第二項の規定により行われた再評価及び当該再評価に基づき策定された計画はそれぞれ新加工規則第七条の四の二第二項の規定により行われた再評価及び当該再評価に基づき策定された方針とみなす。

五号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新試験炉規則第十六条の六第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第五号及び第八号、新研開炉規則第百十一条第一項第十二号及び第二項第九号、新再処理規則第十九条の五第一項第十一号及び第二項第九号又は第十二条第一項第十一号及び第二項第九号又は第十二条第一項第十一号並びに第二項第五号及び第八号の規定にかかわらず、なお前述の例による。

**第十二条** 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成二十二年原子力規制委員会規則第四号）附則第十二条第一項中「新研開炉規則第七十八条から第八十一条まで、第八十七条第一項第二十号から第二十三号まで、同条第三項第十七号から第二十二号まで」を「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十二号）による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第七十八条、第八十七条第一項第十六号及び第三項第十六号」に改める。

**第十三条** 平成二十五年整備等規則の一部を次のように改める。

附則第二条第二項中「新試験炉規則第十五条第一項第十五号」を「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十二号）による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十条並びに第十五条第一項第十五号及び第二項第十五号」に改める。

附則第四条第二項中「新核燃料物質使用規則第二条の十二第一項第十一号」を「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十二条）による改正後の核燃料物質の使用等に

関する規則第二条の十一の八並びに第一条の十一第一項第十三号及び第二項第十五号」に改める。  
附則第七条第二項中「新加工事業規則第七条の四、第七条の四五、第八条第一項第七号及び第十八号、同条第二項第十九号及び第二十号」を「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十二号）による改正後四の三、第八条第一項第十四号及び第二項第十六号」に改める。  
附則第八条中「最初に行う施設定期検査の次の定期事業者検査」を「最初に行う定期事業者検査」に改める。  
附則第十一条第二項中「新再処理事業規則第十二条の四、第十二条の五、第十七条第一項第二十号及び第二十一号、同条第二項第二十一号及び第二十二号」を「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十二号）による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十二条、第十七条第一項第十五号及び第二項第十七号」に改める。  
第十四条 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十九年原子力規制委員会規則第五号。次項において「平成二十九年改正規則」という。）  
附則第二条第三項及び第四項並びに第三条を削る。  
2 平成二十九年改正規則附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされていた発電用原子炉施設に係る附則第二条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「新研究開発規則第百十一条第一項第十二号及び第二項第九号」とあるのは、「新研究開発規則第百十一条第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第六号及び第九号」とする。  
第十五条 試験研究用等原子炉施設等に対する妨害破壊行為等への対策の強化等のための試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則

る規則等の一部を改正する規則(平成三十一年原了力規制委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の表中「第二条の十一の十三第二項第一号」を「第二条の十一の十第二項第一号」に改める。

附則第三条第一項の表中「第二条の十一の十第二項第十七号ホ」を「第二条の十一の十三第二項第十七号ホ」に改め、同条第二項の表中「第二条の十一の十一の十第二項第十八号」を「第二条の十一の十三第二項第十八号」に改める。

附則第四条の表中「第二条の十一の十第二項第二十三号」を「第二条の十一の十三第二項第二十三号」に改める。

(定義)

第十六条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律

二 新法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律

三 旧試験炉規則 この規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則をいう。

四 新試験炉規則 この規則による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則をいう。

五 旧核燃料物質使用規則 この規則による改正前の核燃料物質の使用等に関する規則をいう。

六 新核燃料物質使用規則 この規則による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則をいう。

七 旧加工規則 この規則による改正前の核燃料物質の加工の事業に関する規則をいう。

八 新加工規則 この規則による改正後の核燃料物質の加工の事業に関する規則をいう。

九 旧再処理規則 この規則による改正前の使

用済燃料の再処理の事業に関する規則をい

放射能濃度確認対象物	第一欄	第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
		放 射 能 濃 度 評 価 対 象 欄	第 二 欄	第 三 欄

十一 新外廃棄規則 この規則による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則をいう。

十二 新外廃棄規則 この規則による改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則をいう。

十三 新外廃棄規則 この規則による改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則をいう。

十四 新外廃棄規則 この規則による改正前の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則をいう。

十五 新二種埋設規則 この規則による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則をいう。

十六 旧廃棄物管理規則 この規則による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則をいう。

十七 新廃棄物管理規則 この規則による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則をいう。

十八 旧研開炉規則 この規則による改正前の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。

十九 新研開炉規則 この規則による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。

二十 新貯蔵規則 この規則による改正後の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則をいう。

二十一 施行日 この規則の施行の日をいう。

別表（第2条関係）



m 8 0 1	u R 6 0 1	u R 3 0 1	b N 5 9	b N 4 9	r Z 5 9	Y 1 9	r S 0 9	r S 9 8	n Z 5 6	o C 0 6
1 0 .	1 0 .	1	1	1 0 .	1	0 1 0	1	0 1 0 0	1 0 .	1 0 .

m 5 2 1	b S 5 2 1	b S 4 2 1	n S 3 2 1	n S m 9 1 1	n S 3 1 1	n I m 4 1 1	g A m 0 1 1	g A
0 1 0 0	1 0 .	1	0 3 0	0 1 0 0	1	1 0	1 0 0	1 0 .

u E 4 5 1	m P m 8 4 1	e C 4 4 1	e C 1 4 1	s C 7 3 1	s C 4 3 1	e T m 9 2 1	e T m 7 2 1	e T
1 0 .	3	1 0	0 1 0	1 0 .	1 0 .	1 0	1 0	1 0

u P 1 4 2	u P 0 4 2	u P 9 3 2	u P 8 3 2	a T 2 8 1	f H 1 8 1	b T 0 6 1	d G 3 5 1	u E 5 5 1
1 0	1 0 .	1 0 .	1 0 .	1 0 .	1	1	1 0	1

